

♪ 認定こども園制度について

3歳以上の幼稚園部門に入園される皆様には3つの認定区分に分かれ、必ず選択して頂く必要があります。

認定区分		保育料に含まれる費用	保育料減額制度
1号認定	主に専業主婦の方ですが、働いている方でもどなたでも申請することができます。	午後14時までの費用が保育料に含まれています。14時以降の預かりは別途必要です。	小学3年生までのご兄弟がいる場合、第2子の園児は半額に、第3子の園児は無料となる減額制度があります。
2号短時間認定	主にパートタイムで就労されている方が対象となります。就労時間の国の基準は月64時間以上となりますが、お住まいの市町村によって異なります。	午後17時までの費用が保育料に含まれています。また給食費とおやつ代の一部が含まれています。	年長組までのご兄弟がいる場合、第2子の園児は半額に、第3子の園児は無料となる減額制度があります。(小学1年生・年長組・年少組の子どもがいる場合は年長組の子どもが第一子として認定され年少組の園児の保育料が半額となります)
2号標準時間認定	主にフルタイムで就労されている方が対象となります。就労時間の国の基準は月120時間以上となりますが、お住まいの市町村によって異なります。	午後18時までの費用が保育料に含まれています。また給食費とおやつ代の一部が含まれています。	

♪ 毎月の料金

保育料	国が定める基準を元にお住まいの市町村が調整して決定します。所得に応じて異なる保育料となります。	裏面参照
教育環境充実費	5,000円	
保護者会費	700円	
バス代	4,000円	バス通園の方のみ
給食費	★ 1号 5,500円 ★ 2号 2,000円	認定区分で異なります。次年度より自園給食となり水曜日も給食となります。
引き落とし手数料	★ 三菱東京UFJ銀行50円 ★ 他行 100円	

※ 上記金額は年間にかかる費用を算出し、12回で分割した費用ですので、8月も引き落としされます。

※ バス通園を利用の方は、バス後援会費として、初回のみ5000円をお支払い頂きます。

♪ 1号認定の方の月極ホームクラス代金 (平成27年度参考)

☆ 通常月

16時まで	6,000円
17時まで	7,000円
18時まで	8,000円
18時30分まで	8,500円
19時まで	9,000円
17時バス	9,000円
18時バス	10,000円

☆ 長期休暇がある月 (7月)

16時まで	4,000円
17時まで	4,700円
18時まで	5,300円
18時30分まで	5,700円
19時まで	6,000円
17時バス	6,700円
18時バス	7,300円

☆ 夏休み

8時10分~16時まで	22,000円
8時10分~17時まで	24,000円
8時10分~18時まで	26,000円
8時10分~18時30分まで	27,000円
8時10分~19時まで	28,000円
8時10分~17時バス	26,000円
8時10分~18時バス	28,000円

冬・春休み・その他長期休暇がある月は決まり次第お知らせします。

※ 上記費用に【日々のおやつ・土曜日ホームや振替休日等の給食費】が含まれています。

※ 夕方ホームバスを希望される方は預かり時間に2,000円を加えた上記金額となります。

♪ 1号認定の方の1日のみのお預かり

8時10分~14時まで (土曜日や振替休日)	1,000円
保育終了後~17時まで	600円
保育終了後~18時まで	800円
保育終了後~19時まで	1,000円

この日だけ用事等で預かってほしいときに利用する制度です。給食日以外はお弁当をお持たせ下さい。おやつは毎回お持たせ下さい。

♪ 2号認定の方のホームクラス代金

認定区分	17時まで	18時まで	18時30分まで	19時まで
2号短時間	無料	3,000円	4,000円	5,000円
2号標準時間	無料	無料	2,000円	3,000円

※ おやつ代金・土曜日ホームや振替休日等の給食費等は保育料に含まれています
※ 夕方ホームバスを希望される方は2,000円を加えた金額となります。

♪保育料の目安（今年度例）

現在「東大阪市」「大東市」「大阪市」「守口市」「門真市」「寝屋川市」「八尾市」「四条畷市」の方が在籍しています。お住まいの市町村が保育料を軽減するため、市によって下記表が若干異なります。お手数ですが、詳細の保育料はお住まいの市町村のホームページでご確認ください。

☆東大阪市の保育料基準（1号認定）

階層区分	定義	東大阪市基準額	
		第1子	第2子
010	被生活保護世帯等	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
02A	市町村民税所得割非課税世帯等であって母子（父子）世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
02B	市町村民税所得割非課税世帯等（010・02A階層を除く）	第1子	2,170
		第2子	1,080
		第3子	0
03A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子（父子）世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	第1子	10,940
		第2子	5,470
		第3子	0
03B	市町村民税所得割課税額77,100円以下（03A階層を除く）	第1子	11,670
		第2子	5,830
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子	14,860
		第2子	7,430
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額211,200円以上	第1子	18,630
		第2子	9,310
		第3子	0

☆東大阪市の保育料基準（2号、3号認定）

階層区分	定義	東大阪市基準							
		年齢 認定区分	3歳未満児		3歳児		4歳児以上		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
010	被生活保護世帯等	第1子	0	0	0	0	0	0	
		第2子	0	0	0	0	0	0	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
02A	市町村民税所得割非課税世帯等であって母子（父子）世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	第1子	0	0	0	0	0	0	
		第2子	0	0	0	0	0	0	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
02B	市町村民税所得割非課税世帯等（010・02A階層を除く）	第1子	6,520	6,520	4,350	4,350	4,350	4,350	
		第2子	3,260	3,260	2,170	2,170	2,170	2,170	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
03A	市町村民税所得割課税額48,600円未満であって母子（父子）世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	第1子	13,410	13,260	11,230	11,090	11,230	11,090	
		第2子	6,700	6,630	5,610	5,540	5,610	5,540	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
03B	市町村民税所得割課税額48,600円未満（03A階層を除く）	第1子	14,130	13,990	11,960	11,810	11,960	11,810	
		第2子	7,060	6,990	5,980	5,900	5,980	5,900	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
D01	市町村民税所得割課税額97,000円未満	第1子	21,750	21,460	19,570	19,280	19,570	19,280	
		第2子	10,870	10,730	9,780	9,640	9,780	9,640	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
D02	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第1子	32,260	31,820	30,080	28,460	26,330	23,520	
		第2子	16,130	15,910	15,040	14,230	13,160	11,760	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
D03	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第1子	44,220	43,570	31,260	28,460	26,330	23,520	
		第2子	22,110	21,780	15,630	14,230	13,160	11,760	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
D04	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第1子	58,000	57,130	31,260	28,460	26,330	23,520	
		第2子	29,000	28,560	15,630	14,230	13,160	11,760	
		第3子	0	0	0	0	0	0	
D05	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	68,140	65,330	31,260	28,460	26,330	23,520	
		第2子	34,070	32,660	15,630	14,230	13,160	11,760	
		第3子	0	0	0	0	0	0	

☆ 保育料軽減制度（第二子・第三子の保育料が軽減されます）

1号認定の方

上のお子様が小学校3年生までを第一子と数え、第二子の保育料が半額、第三子が無料となる制度です。

例1) 1号認定で上記の表「D01」のご家庭で、小学5年生、小学1年生、年中組のお子様の場合？

第一子が小学1年生のお子様が認定され、年中組のお小様の保育料が半額の「7,430円」となります。

例2) 1号認定で上記の表「03B」のご家庭で、年長組・年少組の双子の場合

第一子が年長組のお小様に保育料が「11,670円」
第二子が双子の上のお小様に保育料が半額の「5,830円」
第三子が双子の下のお小様に保育料が無料 となります。

2号認定の方

上のお小様に年長組までを第一子として数え、第二子の保育料が半額、第三子が無料となる制度です。

例1) 2号認定で上記表D02のご家庭で、小学1年生、年中組、0歳児のお小様の場合？

第一子が年中組のお小様に認定され、保育料が「26,330円」となり、0歳児のお小様が第二子と認定され、保育料が「16,130円」となります。

例2) 2号認定で上記表D03のご家庭で、年長組、年少組のお小様の場合？

第一子が年長組のお小様に保育料が「26,330円」
第二子が年少組のお小様に保育料が「15,630円」となります。